

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会  
第5回医事・衛生専門委員会 次第

日時 令和6年12月19日(木)

14:00~15:00

場所 青森県庁北棟236会議室

1 開会

2 医事・衛生専門委員会委員の変更

3 説明・報告事項

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項
- (3) 医事・衛生業務年次スケジュール
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ第一次医療従事者見込数調査の結果
- (5) 視察報告(SAGA2024)

4 審議事項

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ医療救護実施要領(案)
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ会場地市町村医療救護業務指針(案)
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領(案)
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調達要項(案)
- (5) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調製施設選定基準(案)

5 閉会

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会  
医事・衛生専門委員会 名簿

R6.12.19現在

分野	所属	役職	氏名	備考
医療	公益社団法人青森県医師会	常任理事	佐藤 衛	委員長
	一般社団法人青森県歯科医師会	副会長	工藤 眞裕	
	一般社団法人青森県薬剤師会	副会長	齋藤 武	
	公益社団法人青森県看護協会	常務理事	前田 隆子	
	日本赤十字社青森県支部	事務局長	神 登喜彦	
食品・衛生	一般社団法人青森県食品衛生協会	会長	畑中 和紀	副委員長
	青森県保健所長会	会長	齋藤 和子	
県	青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課	課長	三村 光司	
	青森県健康医療福祉部 医療薬務課	課長	齋藤 暢人	
	青森県健康医療福祉部 保健衛生課	課長	田中 純	
	青森県環境エネルギー部 環境政策課	課長	上村 隆之	

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会  
医事・衛生専門委員会 委員の変更**

第4回医事・衛生専門委員会（令和5年11月16日）以降における委員の変更については、下記のとおりである。

（順不同、敬略称）

分野	機関・団体名及び役職名	新任者	旧任者	変更年月日
県関係	新) 健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課 課長 旧) 健康福祉部がん・生活習慣病対策課 課長	三村 光司	同左	令和6年4月1日
	新) 健康医療福祉部医療薬務課 課長 旧) 健康福祉部医療薬務課 課長	齊藤 暢人	泉谷 和彦	
	新) 健康医療福祉部保健衛生課 課長 旧) 健康福祉部保健衛生課 課長	田中 純	同左	
	新) 環境エネルギー部環境政策課 課長 旧) 環境生活部環境政策課 課長	上村 隆之	同左	

青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポ準備経過

第4回医事・衛生専門委員会（令和5年11月16日）開催以降の準備経過は以下のとおりである。

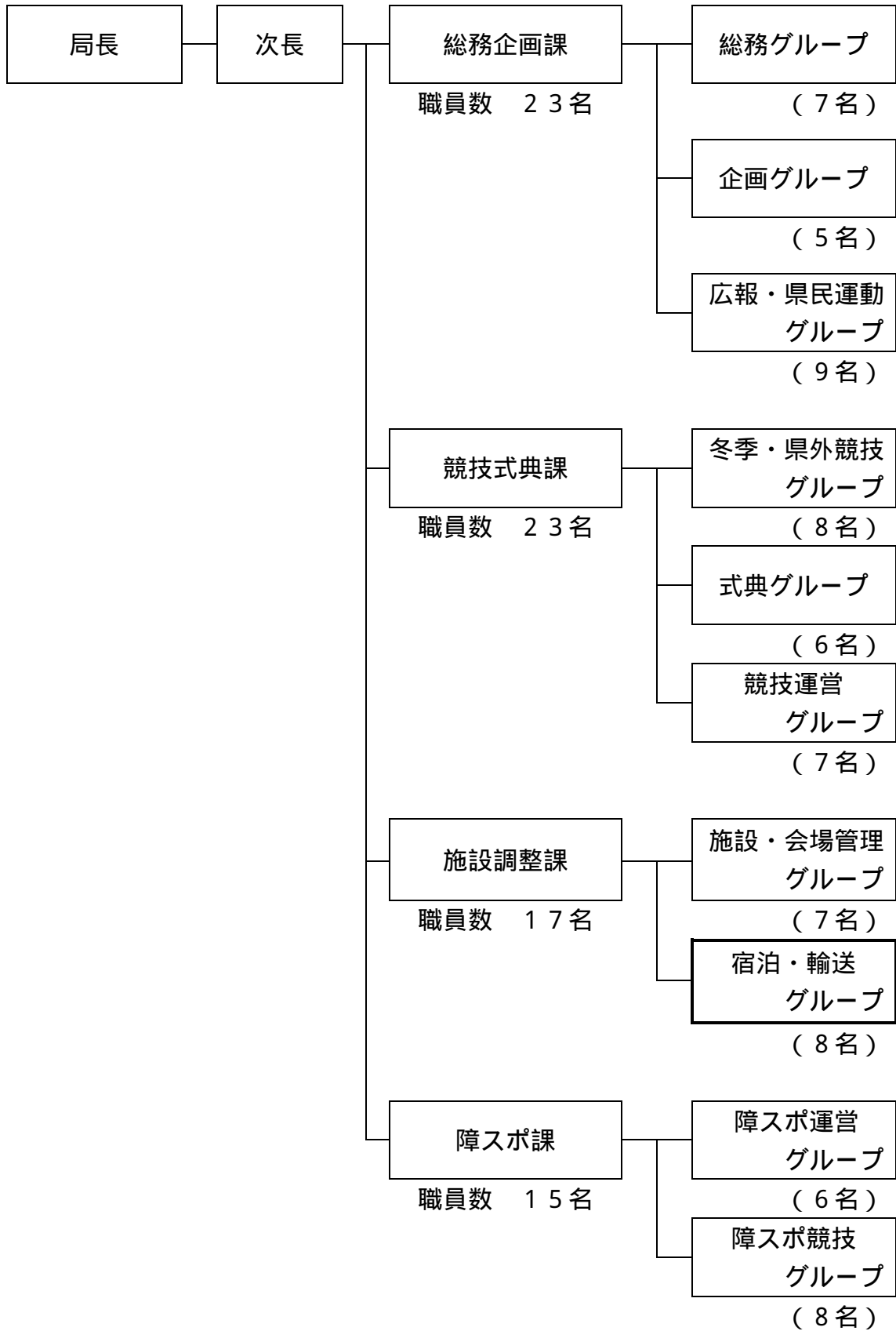
年 月 日	内 容
令和5年11月16日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回医事・衛生専門委員会を開催
11月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回宿泊専門委員会を開催
12月1日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回水泳（飛込）専門委員会を開催
12月8日	公益財団法人日本スポーツ協会令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）競技会会期（冬季大会・本大会）が決定
12月11日	青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会青森県実行委員会組織会・第1回総会を開催
12月18日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第13回総務企画専門委員会を開催
12月21日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回常任委員会を開催
12月25日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第13回競技運営専門委員会を開催（書面決議）
令和6年1月15日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回輸送・交通専門委員会を開催
1月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第12回広報・県民運動専門委員会を開催
1月31日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第14回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
2月14日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回式典専門委員会を開催
2月19日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
3月1日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回常任委員会を開催
4月1日	県国スポ・障スポ局に障スポ課を新設（4課 80名体制）

年 月 日	内 容
令和6年 5月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第13回広報・県民運動専門委員会を開催
5月31日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第14回競技運営専門委員会を開催
7月12日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第15回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
7月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第3回常任委員会を開催
7月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回総会を開催
8月20日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ公式ポスター決定
9月21日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ「開催2年前イベント」を開催
10月22日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回宿泊専門委員会を開催
10月22日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回水泳（飛込）専門委員会を開催
11月 8日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回馬術競技運営専門委員会を開催
11月12日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第16回総務企画専門委員会を開催
11月15日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第7回式典専門委員会を開催
11月18日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回常任委員会を開催
12月12日	公益財団法人日本スポーツ協会令和6年度第3回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項が決定

これまでの準備経過につきましては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポホームページに掲載しておりますので、御覧ください。



国スポ・障スポ局機構図（令和6年4月1日時点） 4課 80名体制



## 青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項

第4回医事・衛生専門委員会(令和5年11月16日)以降に開催した総会及び常任委員会での決定事項は、下記のとおりである。

### 記

#### 1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第1回常任委員会決定事項

【令和5年12月21日開催】

- ・青の煌めきあおもり国スポ正式競技会場の変更
- ・青の煌めきあおもり国スポデモンストレーションスポーツ開催競技及び競技会場の変更
- ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領

#### 2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第2回常任委員会決定事項

【令和6年3月1日開催】

- ・青の煌めきあおもり国スポデモンストレーションスポーツ競技会場の変更
- ・青の煌めきあおもり障スポ競技会場の変更

#### 3 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第3回常任委員会決定事項

【令和6年7月29日開催】

- ・「青の煌めきあおもり国スポ」・「青の煌めきあおもり障スポ」公式ポスターデザイン入賞作品
- ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領の改正
- ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛謝意表明実施要領
- ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会専門委員会規程の改正

#### 4 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第2回総会決定事項

【令和6年7月29日開催】

- ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度事業報告
- ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度収支決算
- ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和6年度事業計画
- ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和6年度収支予算

#### 5 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第4回常任委員会決定事項

【令和6年11月18日開催】

- ・青の煌めきあおもり国スポの会場変更について

## 青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式の屋内開催について

青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式会場を屋外開催（カクヒログループアスレチックスタジアム）から屋内開催（マエダアリーナ）へ変更したい。

### 1 概要

本県で2026年に開催する第80回国民スポーツ大会の総合開会式が10月10日（土）カクヒログループアスレチックスタジアムで開催することが2023年12月8日開催の令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会で決定したことから、開催2年前（2024年10月10日（木））会場実査を行い、雨天対策を踏まえ会場の変更を検討。

### 2 開催会場の地理的事情

日程 令和6年10月10日（木） 15時現在 気温 15

天候 小雨・やや風が強い

会場地周辺の特徴 カクヒログループアスレチックスタジアムは東岳の麓に位置し陸奥湾からの浜風が影響して、青森市内に比べて風が強い状況

### 3 北国ならではの式典

2023年の鹿児島特別国体及び2024年の佐賀国スポの式典終了後に雨が降ってきたが、鹿児島の際は雨合羽を配布、佐賀国スポの際は天気予報的には降雨の可能性は低く想定していなかったため配布していない。

本県では、同じように雨対応として雨合羽の配布では、防寒対策にはならず選手達にとっては厳しい環境となることから、荒天時対策と違う気温が低い地域での雨対策としての屋内開催が望ましい。

### 4 会場変更の考え方

3つの‘S’<sup>よ</sup>と‘C’<sup>よ</sup>が縊り成す「あおもりBOX」の創出として、Sは、Safety（安全）、Smart（スリム・手際が良い）、Simple（シンプル・簡素）、Cとは、Compact（コンパクト）、Change（転換・移行）、Challenge（挑戦）の頭文字であり、それらが縊り成してアリーナというBOXを創出（式典を開催）し、凝縮された「あおもりの魅力」を全国へ発信するもの。

なお、会場の規模が縮小等によることのほか、

- ・総合開会式における選手の拘束時間の見直し
- ・総合開会式入場前の整列・待機時間の短縮
- ・着座スタイルでの式典参加と参加選手団の参集範囲限定
- ・総合閉会式の事前入場

などにより、総じて選手の負担軽減、スマートな式典運営を目指すとともに、相乗効果として、障スポ会場と同一会場での式典開催となることから効率的な式典運営の実現や仮設工費・輸送・警備等の各種経費の節減が図られる。



開催年	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
開催県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県
逆年	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療救護要項（案）</li> <li>■防疫対策要項（案）</li> <li>■食品衛生対策要項（案）</li> <li>■環境衛生対策要項（案）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染症対策実施要領（案）</li> <li>■宿舍衛生対策実施要領（案）</li> <li>■飲料水衛生対策実施要領（案）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療救護実施要領（案）</li> <li>■会場地市町村医療救護業務指針（案）</li> <li>■食品衛生対策実施要領（案）</li> <li>■弁当調達要項（案）</li> <li>■弁当調製施設選定基準（案）</li> </ul>	（報告事項） <ul style="list-style-type: none"> <li>■医療救護実施計画（案）</li> </ul>	
専門委員会	第3回	第4回	第5回	第6回	
全体		開催決定 →実行委員会設立			国スポ・障スポ開催
医療救護	医療救護要項 ----- 日ス協へ協議 ----- 医療救護要項決定	第1次医療従事者見込数調査	医療救護実施要領 会場地市町村医療救護業務指針 第2次医療従事者見込数調査	医療救護実施計画 医療救護業務マニュアル 医師・看護師等確保、調整 医療従事者見込数調査（最終） 謝金等協定締結	救護本部・救護所設置
防疫対策	防疫対策要項	感染症対策実施要領		感染症対策の広報活動	
食品衛生	食品衛生対策要項		食品衛生対策実施要領 弁当調達要項 弁当調製施設選定基準	弁当調製施設選定 保健所による食品提供施設の監視指導 食品衛生講習会	弁当引換所設置 弁当引換
環境衛生	環境衛生対策要項	宿舍衛生対策実施要領		宿泊衛生・食品衛生のしおり作成 保健所による食品提供施設の監視指導 宿舍衛生講習会	
会場地市町村				会場地医療救護業務マニュアル	救護所設置

※先催県を参考に作成したものであり、今後、業務内容やスケジュールの変更もありうる。

赤文字  
赤文字

審議事項  
報告事項



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ第一次医療従事者見込数調査の結果

1 概要

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催にあたり、国スポ正式競技・特別競技及び障スポ競技の会場地における医療救護体制を円滑に構築するため、国スポ会場地市町村及び障スポ課に対し、医療救護体制の検討状況について、照会を行ったもの。

2 調査結果(令和6年1月31日付)

(1) 青の煌めきあおもり国スポ

佐賀県と比較して、医師、看護師の数が過剰となっており、保健師の動員数が不足している。会場地市町村に対しては、医師や看護師から保健師への代替の提案を行うなど、医療現場の負担を低減するとともに、二次調査にて見込数の精査を進めていく。

(延べ人数)

	実施主体	医師	歯科医師	看護師	保健師	その他
式典	県	12	0	12	12	0
リハーサル		2	0	2	2	0
総合開会式		5	0	5	5	0
総合閉会式		5	0	5	5	0
競技会場	市町村	269	14	437	89	47
本会期		186	14	269	39	47
会期前		79	0	164	50	0
会期前		4	0	4	0	0
合計		281	14	449	101	47

競技会場における医療従事者の1日あたりの配置数は、  
 本会期において、医師 10人～25人  
 看護師 14人～32人を想定。

【参考 佐賀県】

式典	県	9		13	26	104
競技会場	市町村	197		227	417	130
合計		206		240	443	234

佐賀県実績における式典その他の内訳は県職員(行政職員)68名  
 ボランティア(看護学生)36名

(2) 青の煌めきあおもり障スポ

国スポと同様に、医師、看護師数が佐賀県と比較して過剰となっている。今後、精査を進めていくとともに、県医師会や県看護協会、県がん・生活習慣病対策課（保健師）へ医療従事者の派遣依頼を行っていく。

	実施主体	医師	歯科医師	看護師	保健師	その他
式典	県	12		17		
競技会場		80		89		
<b>合計</b>		<b>92</b>		<b>106</b>		

【参考 佐賀県】

式典		10		14	21	89
競技会場		60		62	8	175
<b>合計</b>		<b>70</b>		<b>76</b>	29	264

その他については、国スポ式典と同様に、県職員（行政職員）、ボランティアを計上。

障スポ開・閉会式はそれぞれ競技1日目、競技3日目が開催されており、重複した医療従事者については、式典で計上している。

3 国スポ会場変更に伴う配置変更について

国スポの総合開・閉会式が屋外開催（カクヒログループアスレチックスタジアム）から屋内開催（マエダアリーナ）に変更したことに伴い、式典会場における医療従事者の配置について見直しを行ったもの。

なお、配置人数については、屋内開催を行った佐賀県における国スポ閉会式の数値を参考としている。

	実施主体	医師	歯科医師	看護師	保健師	その他
リハーサル	県	1	0	2	5	0
総合開会式		1	0	2	5	0
総合閉会式		1	0	2	5	0
<b>合計（式典）</b>		<b>3</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>15</b>	<b>0</b>

合計数は延べ人数を計上。

#### 4 今後のスケジュール

- 令和6年度( 県 ) 8月 会場地市町村へ医療従事者確保状況等を照会  
2月 第二次医療従事者見込数調査  
(市町村)通 年 医療従事者派遣の依頼
- 令和7年度( 県 ) 7月 県医師会、県看護協会等と医療従事者派遣に  
かかる諸条件(謝金、保険等)の確認  
10月 医療従事者見込数調査(最終)  
通 年 関係機関への派遣依頼  
(市町村) 5月~国スポリハーサル大会開催
- 令和8年度( 県 ) 4月 県医師会、県看護協会等と医療従事者派遣に  
かかる協定書の締結  
5月 障スポリハーサル大会開催  
5月~医療従事者派遣依頼  
10月 国スポ・障スポ開催  
(市町村)通 年 医療従事者派遣依頼



## SAGA 2024 国スポ・障スポ

〈会期〉

○国民スポーツ大会

会期前①：令和6年 9月 5日(木)～ 9月17日(火)

会期前②：令和6年 9月21日(土)～10月 1日(火)

本会期：令和6年10月 5日(土)～10月15日(火)

11日間

○全国障害者スポーツ大会

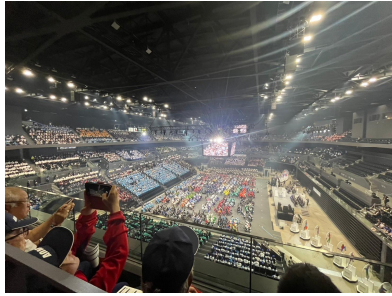
令和6年10月26日(土)～10月28日(月)

3日間

## 国スポ・障スポ開・閉会式

会場：開会式 SAGAスタジアム（屋外開催）

閉会式 SAGAアリーナ（屋内開催）



SAGAアリーナ



青森県選手団

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ2026

## 国スポ・障スポにおける救護体制

### （１）救護本部（事務局職員、保健師、消防士等）

救護所、移動救護班を総括。

救急搬送等、関係機関との調整を行う。

### （２）救護所（医師、看護師、県職員）

傷病者の受け入れ、応急処置を行う。

### （３）移動救護班（保健師、ボランティア）

式典会場内での傷病者の発見、初期対応、

救護室や救急車への搬送を行う。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ2026

## ○救護の動き



**傷病者発生**  
(救護所、移動救護班対応)

救急搬送が必要  
→救護本部へ連絡

応急処置が必要  
→救護所へ搬送

**救護本部**

- ・消防職員へ救急搬送の依頼
- ・警備消防本部、輸送本部と緊急車両侵入にかかる調整

**救急搬送**

青の煌めきあomorい国スポ・障スポ2026

## ○国スポにおける救護実績

	会場	参加者	傷病者	搬送数	特徴
総合開会式	屋外	約18,000人	12人	3人	・熱中症 ・観客の体調不良
総合閉会式	屋内	約7,000人	3人	3人	・演者など関係者の体調不良
競技会場		約470,000人	837人	52人	
合計			852人	58人	

※参加者は選手団（選手、監督等）、大会関係者、観覧者を計上。

青の煌めきあomorい国スポ・障スポ2026



## ○障スポにおける救護実績

	会場	参加者	傷病者	搬送数	特徴
開会式	屋外	約13,000人	15人	2人	・雨による寒さ ・観客の体調不良
閉会式	屋内	約11,000人	24人	4人	・音や光への不快感 ・疲れによる体調不良
競技会場		約52,000人	164人	13人	
合計			203人	19人	

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ2026

## SAGA2024における 弁当・衛生業務

### ○開催前の衛生対策

- ・食品提供施設・宿泊施設へ保健所による監視指導
- ・食品提供施設への衛生講習会

### ○開催期間の衛生対策

- ・食品衛生監視員（食肉衛生検査所、保健所職員）による監視指導
- ・弁当引換所の運営

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ2026

## ○開催期間の食品衛生対策



- ・ 県職員（食品衛生監視員）による、会場内の食品提供施設の巡回。  
※県職員による巡回とは別に保健所職員による監視指導も実施。
- ・ 衛生管理記録の確認。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 2026

## ○国スポ・障スポ 弁当



国スポ・障スポ開・閉会式参加者、競技参加者を対象としたお弁当。  
献立は佐賀県の特産である海苔や嬉野茶、郷土料理である「いかしゅうまい」など。選手のコンディションづくりをテーマとしたお弁当となっている。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 2026

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 医療救護実施要領（案）

### 1 趣旨

この実施要領は、第80回国民スポーツ大会医療救護要項及び第25回全国障害者スポーツ大会宿泊等基本方針に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）が実施する医療救護に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2 国スポ総合開・閉会式、障スポ開・閉会式における医療救護

#### (1) 救護本部の設置

- ア 救護本部設置計画を作成し、人員の配置及び必要な物品について配備するとともに、通信連絡体制を整備する。
- イ 救護班及び移動救護班と連絡調整を行い、医療救護業務を総括する。
- ウ 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請し、搬送措置を講じる。
- エ 開設時間は、会場の開場（開門）1時間前から式典終了30分後までとし、必要に応じて変更する。
- オ 当日の業務終了後、「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」、「移動救護対応記録（様式第2号）」、「取扱傷病者一覧表（様式第3号）」をとりまとめる。
- カ 搬送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。
- キ 会期に応じて、会場地域の休日診療・救急当番一覧表を作成する。

#### (2) 救護所の設置

- ア 救護所の設置計画及び救護班配置計画を作成し、効果的な場所に、適切な数の救護所の設置及び救護班の配置をするとともに、通信連絡体制を整備する。
- イ 内部は、衛生管理に留意するとともに、外部から見えないように配慮する。
- ウ 救護班には、必要に応じて担当区域内を巡回する移動救護班を編成する。
- エ 救護所及び移動救護班に配備する医薬品、医療器具、AED、その他必要な物品等を決定し、調達及び配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は、配備しない。
- オ 開設時間は、会場の開場（開門）1時間前から式典終了30分後までとし、必要に応じて変更する。
- カ 赤十字の標章を表示し、必要な場所に案内標識を設置する。

#### (3) 応急処置の実施

救護班及び移動救護班は、傷病者の早期発見及び応急処置を行うとともに、以下の事務処理を行う。なお、移動救護班は、必要な場合、最寄りの救護所へ傷病者を搬送する。

- ア 救護班は、様式第1号及び様式第3号に所定の事項を記載する。
- イ 移動救護班は、様式第2号及び様式第3号に所定の事項を記載する。
- ウ 傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合は、救護本部に連絡する。
- エ 医療機関に搬送する傷病者又は関係者に対し、様式第1号の写しを交付する。
- オ 当日の業務終了後、様式第1号～様式第3号を救護本部に提出する。

- (4) 救急自動車の配備  
関係機関と協議し、配備する際には、適切な場所に、適切な台数を配備する。
  - (5) 医療機関の確保等  
関係団体等と連携し、傷病者が円滑に医療機関を受診できるよう救急医療体制を整える。
- 3 競技会場及び練習会場における医療救護  
救護所の設置、救護班の業務その他の医療救護に必要な事項については、上記2に順じ、必要な医療救護体制を整備する。
- 4 県委員会主催の国スポ・障スポ関連イベント会場等における医療救護  
イベント内容等に応じ、必要な医療救護体制を整備する。
- 5 宿舎における医療救護  
宿舎の責任者に対し、国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）が宿舎で発病・負傷した場合、医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請等を行うとともに、速やかに、県委員会に報告するよう周知徹底を図る。
- 6 医療救護体制の周知  
傷病者発生時に患者への対応が適切に行われるよう、国スポ・障スポ参加者等や宿舎の責任者に対して、以下の方法等により周知を行う。
  - (1) リーフレット等の作成及び配付・掲示
  - (2) 関係機関への国スポ・障スポ開催通知の送付
- 7 業務マニュアルの作成及び研修の実施  
本実施要領及び医療救護実施計画に基づき、医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修を実施する。
- 8 その他
  - (1) 服装は、医療救護関係者であることが分かるよう配慮する。
  - (2) 傷病者のプライバシーの保護に努める。
  - (3) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字社青森県支部の承諾を得ることとし、必要な手続きを行う。
  - (4) あおもり国スポの総合開・閉会式リハーサル、県外競技会等にかかるリハーサル大会、あおもり障スポの開・閉会式リハーサル及び競技会にかかるリハーサル大会における医療救護については、必要に応じ、この要領に準じて実施する。
  - (5) この要領に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所				発行番号		No.				
発生場所		式典中・競技中・観戦中 移動中・その他( )		発行日時		令和 年 月 日( ) 午前・午後 時 分頃				
傷病者情報	フリガナ 氏名 生年月日 他	男・女		参加区分		選手・監督・役員・観客 その他( )				
		S・H・R		競技名						
	年 月 日生 歳		会場名							
	住所		都道府県名( )		宿舎名					
連絡先		(TEL: ) (携帯: )		付添人 (続柄)		( ) (携帯: - - )				
				保険証所持の有無		有・無				
応急処置の内容	傷病内容		骨折 腱断裂 捻挫 打撲 脱臼 裂創 口腔内外傷 熱中症 脱水症 頭頸部疾患 呼吸・循環器疾患 消化器疾患 内分泌疾患 腎疾患 神経疾患 その他( )							
	受傷部位									
	発症(事故)原因									
	バイタルサイン等		体温		脈拍	/min	血压	/ mmHg	SpO2	%
	処置内容		処置時間：午前・午後 時 分							
	使用医薬品									
	現病歴		(服薬 )							
	既往歴									
	備考									
	搬送		有・無							
救護所医師等氏名										

搬送先医療機関 担当医 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会長

本書を医療機関に送付すること並びに搬送先医療機関から青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国スポ・障スポの統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄(サイン)

# F A X 送 信 票

令和 年 月 日

宛 先	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 医療救護担当 宛 ( F A X : 0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 1 2 )	
発 信 者 名 ( ゴ ム 印 可 )	医療機関名	担当者 ( 所 属 )
	住所	( 氏 名 )
	電話	F A X

下記の診療内容欄に記入後、この用紙(裏面)のみを「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局」までFAXで送信いただきますようお願いいたします。  
(本紙の記入は医師以外の方が記入しても構いません。)

搬送先医療機関における診察状況	
傷 病 名	
治 療 内 容 使用医薬品	
そ の 他	診療医師名: _____

【救護所で記入】

取扱救護所	処置記録兼診療依頼書 発 行 番 号	No .
-------	-----------------------	------

診察状況の記載につきましては、無償にて対応いただきますようお願いいたします。  
このほか、御不明な点がございましたら、下記までお問合せくださいますようお願いいたします。  
【問合せ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 医療救護担当  
( T E L : 0 1 7 - 7 3 4 - 9 1 8 9 )

## 移動救護( 班)対応記録

月 日 ( )

時間	場所	区分	傷病者情報	傷病内容	対応
		選手 監督 観客 他 ( )	(氏名)  (住所)  (TEL)		(内容)   (対応者)
		選手 監督 観客 他 ( )	(氏名)  (住所)  (TEL)		(内容)   (対応者)
		選手 監督 観客 他 ( )	(氏名)  (住所)  (TEL)		(内容)   (対応者)
		選手 監督 観客 他 ( )	(氏名)  (住所)  (TEL)		(内容)   (対応者)
(備考欄)					

救護所への搬送及び緊急搬送が必要な場合に、傷病者の住所、電話番号の記載を行う。

## 取扱傷病者一覧表

月 日( )

移動救護班 班・救護所

区分		取扱傷病者数					医療機関への搬送者数				
		選手	監督	観客	その他	計	選手	監督	観客	その他	計
外傷	骨折										
	腱断裂										
	捻挫										
	打撲										
	脱臼										
	裂創										
	口腔内外傷										
	その他										
熱中症											
脱水症											
内因性疾患	頭頸部疾患										
	呼吸・循環器疾患										
	消化器疾患										
	内分泌疾患										
	腎疾患										
	神経疾患										
	その他										
合計											

この様式は、一日の業務終了後に救護班及び移動救護班が集計し記載すること。



## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 会場地市町村医療救護業務指針(案)

## 1 趣旨

この指針は、第80回国民スポーツ大会医療救護要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ(以下「国スポ」という。)において、会場地市町村実行委員会(以下「会場地委員会」という。)が実施する医療救護に関して、必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施体制

会場地委員会は、医療救護業務を実施するため、競技会場に救護所を設置し、救護所には救護班を設置する。また、必要に応じて救護本部を設置し、医療救護業務を総括する。

## 3 競技会場における医療救護

救護所の設置計画及び救護班の配置計画を作成し、効果的な場所に、適切な数の救護所を設置する。設置にあたっては、当該会場の想定来場者数や諸条件等を考慮し、必要に応じて救護所の複数設置やそれに伴う救護本部の設置、移動救護班の編成も検討・実施する。

## (1) 救護班の編成

ア 救護班は、医師・歯科医師・看護師・保健師・アスレティックトレーナー・事務職員等により、必要に応じた班編成とする。

イ 救護班に従事する医師・看護師等の編成については、競技の特性を踏まえ、競技団体と協議のうえ、医療機関・関係団体等の協力を得て行う。

## (2) 救護所の設置

ア 救護所は、救護活動及び競技に支障のないよう、競技会場の適切な場所に設置する。

イ 救護所出入口付近には、救護所を明示する看板等を設置する。

ウ 救護所内部は、衛生管理に十分留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。

エ 開設時間は、各会場の開場(開門)1時間前から競技及び表彰式終了30分後までとし、必要に応じて変更する。

## (3) 医薬品等の配備

救護所には、当該会場の競技特性等を勘案のうえ、必要に応じて医薬品、医療器具、AED、その他の物品を配備するとともに、電話、ファクシミリ等通信機器、コピー機、書類用保管庫(施錠付き)等を配備する。なお、医薬品については、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

## (4) 応急処置

救護班及び移動救護班は、傷病者の早期発見及び応急処置を行うとともに、以下の事務処理を行う。

ア 応急処置を実施した場合、「処置記録兼診療依頼書(参考様式第1号)」に所定の事項を記載する。

イ 医療機関に搬送の必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請し、搬送措置を講じる。

#### (5) 救急搬送

関係機関と協議し、救急自動車を配備する場合には、適切な場所に、適切な台数を配備する。

ア 救護班は、救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じた場合は、所定の事項を記載した参考様式第1号の写しを搬送する傷病者又は関係者に交付する。

イ 救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じた場合、救護班は、会場地委員会内の実施本部に必要事項を報告する。

ウ イの報告を受けた実施本部は、あらかじめ定めた手順に従い、会場地委員会内の各部署に必要事項を通知し、円滑な救急搬送が妨げられないよう措置を講じる。

#### (6) 記録・報告等

ア 救護班は、医療機関に搬送した傷病者のその後の病状・経過を把握するよう努めるとともに、必要に応じて青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下、「県委員会」という。）へ報告する。

イ 救護班は、当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表（参考様式第2号）」を作成し、参考様式第1号とともに、会場地委員会内の実施本部に提出する。

ウ 救護班が記載した参考様式第1号は、全救護班員が閲覧等を行えるようファイリングし、個人情報保護に十分配慮のうえ、適切に保管する。

#### (7) 医療機関の確保等

関係団体等と連携し、傷病者が円滑に医療機関を受診できるよう、あらかじめ医療機関に協力を要請する。また、会期に応じて、各会場地域の休日診療・救急当番一覧表を作成する。

#### (8) 業務実施マニュアルの作成及び研修の実施

医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務実施マニュアルを作成し、研修を実施する。

ア 会場及び競技の特性を勘案し、競技団体と協議の上、救護班に従事する医師等や地元消防署等の助言・協力を得ながら、救護所の開設時間や班員の従事シフト、救急搬送要請に係る会場地委員会内の役割分担や活動情報の集約方法など、医療救護業務の具体的な進め方を定め、これを共有するための業務実施マニュアルを作成する。

イ 作成した業務実施マニュアルをもとに、必要に応じて実施本部員及び救護班員向けの研修を実施する。

#### 4 練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベント会場等

練習会場及び大会関連イベント等においても、救護対策に万全を期すよう努める。この場合において、医療救護業務の内容は、上記3に準じて実施する。

#### 5 宿舎における医療救護

##### (1) 宿舎の責任者に対する周知徹底

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ参加者等」という。）が宿舎で発病・負傷した場合、最寄りの医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請等を行うとともに、速やかに会場地委員会に報告するよう、宿舎の責任者に対して、周知徹底を図る。

(2) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、会場地委員会は宿舎の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所・氏名・性別・年齢及び参加区分・傷病の発生時間・発生場所・発生原因及び現在の状況・搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

6 医療救護体制の周知

傷病発生時に患者への対応が適切に行われるよう、国スポ参加者等や宿舎に対して、会場で負傷した際の手続きや受診可能な医療機関の連絡先、宿舎向けの傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について、以下の方法等により周知を行う。

(1) リーフレット等の作成及び配布・掲示

(2) 会場地委員会等のホームページへの掲載

7 県委員会への報告

(1) 国スポ期間中に入院患者が発生した場合は速やかに「入院患者発生速報（参考様式第3号）」により、県委員会に報告する。

(2) 全競技終了後、参考様式第2号を競技会場ごとにとりまとめ、県委員会に報告する。

8 関係機関との連携

会場地委員会は、医療救護業務の実施にあたり、県委員会と相互に連携を図るとともに、医療機関、地元消防署、その他の関係機関等の協力を得て業務を実施する。

9 その他

(1) 服装は、医療救護関係者であることが分かるよう配慮する。

(2) 傷病者のプライバシーの保護に努める。

(3) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字社青森県支部の承諾を得ることとし、必要な手続きを行う。

(4) リハーサル大会における医療救護については、この指針に準じて実施する。

(5) この指針に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		救護所		発行番号		No.				
発生場所		式典中・競技中・観戦中 移動中・その他( )		発行日時		令和 年 月 日( ) 午前・午後 時 分頃				
傷病者情報	フリガナ 氏名 生年月日 他	S・H・R 年 月 日生 歳	男・女		参加区分		選手・監督・役員・観客 その他( )			
					競技名					
	住所 連絡先	都道府県名( )		会場名		宿舎名				
		(TEL: ) (携帯: )		付添人 (続柄)		( ) (携帯: - - )				
				保険証所持の有無		有・無				
応急処置の内容	傷病内容		骨折 腱断裂 捻挫 打撲 脱臼 裂創 口腔内外傷 熱中症 脱水症 頭頸部疾患 呼吸・循環器疾患 消化器疾患 内分泌疾患 腎疾患 神経疾患 その他( )							
	受傷部位									
	発症(事故)原因									
	バイタルサイン等		体温		脈拍	/min	血压	/ mmHg	SpO2	%
	処置内容		処置時間：午前・午後 時 分							
	使用医薬品									
	現病歴		(服薬 )							
	既往歴									
	備考									
	搬送		有・無							
救護所医師等氏名										

搬送先医療機関 担当医 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日  
青の煌めき国スポ・障スポ 実行委員会会長

本書を医療機関に送付すること並びに搬送先医療機関から青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国スポ・障スポの統計  
資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄(サイン)

# F A X 送 信 票

令和 年 月 日

宛 先	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 実行委員会事務局医療救護担当 宛 ( F A X :            -            -            )	
発 信 者 名 ( ゴ ム 印 可 )	医療機関名	担当者 ( 所 属 )
	住所	( 氏 名 )
	電話	F A X

下記の診療内容欄に記入後、この用紙(裏面)のみを「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 実行委員会事務局」までFAXで送信いただきますようお願いいたします。  
(本紙の記入は医師以外の方が記入しても構いません。)

搬送先医療機関における診察状況	
傷 病 名	
治 療 内 容 使用医薬品	
そ の 他	診療医師名 : _____

【救護所で記入】

取扱救護所	処置記録兼診療依頼書 発 行 番 号	No .
-------	-----------------------	------

診察状況の記載につきましては、無償にて対応いただきますようお願いいたします。  
このほか、御不明な点がございましたら、下記までお問合せくださいますようお願いいたします。  
【問合せ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 実行委員会事務局 医療救護担当 宛  
( T E L :            -            -            )

## 取扱傷病者一覧表

月 日

会場地

競技名

区分	救護所取扱傷病者数						医療機関への搬送者数						
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計	
外傷	骨折												
	腱断裂												
	捻挫												
	打撲												
	脱臼												
	裂創												
	口腔内外傷												
	その他												
熱中症													
脱水症													
内因性疾患	頭頸部疾患												
	呼吸・循環器疾患												
	消化器疾患												
	内分泌疾患												
	腎疾患												
	神経疾患												
	その他												
合計													

この様式は、一日の業務終了後に救護所で集計し記載すること。

## 入院患者発生速報

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

宛先	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 医療救護担当 宛 FAX : 017-734-8012	
会場地委員会名	競技会場名	報告者氏名

患者	ふりがな 氏名	男 年 月 日 生 女	参加区分	選手・監督・観客 その他
	都道府県名		競技種目	
宿 舎 名				
発 生 時 間		月 日 ( )	午前 午後	時 分
発 生 場 所				
発 生 原 因 及 び 状 況				
症 状				
競 技 参 加 の 支 障 の 有 無				
入院先医療機関名				
使 用 医 薬 品				
備 考				





## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領（案）

## 1 趣旨

この実施要領は、第80回国民スポーツ大会食品衛生対策要項及び第25回全国障害者スポーツ大会宿泊等基本方針に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連絡調整を図り、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）において、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに実施する食品衛生対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施内容

## (1) 対象となる食品提供施設

## ア 営業宿泊施設の調理施設

旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下、「営業宿泊施設」という。）であって、国スポ・障スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

## イ 食事提供施設

国スポ・障スポ参加者等が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

## ウ 仕出し料理調製施設

国スポ・障スポ参加者等が営業宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当を含む）を調製する施設

## エ 弁当調製施設

国スポ・障スポ参加者等が総合開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する昼食弁当を調製する施設

## オ 既設の食品営業施設

国スポ・障スポ会場内に既に設置され、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

## カ 食品営業自動車

国スポ・障スポ会場内にて自動車に営業施設を設け、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

## キ 臨時の食品営業施設

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

## ク 無料食品提供施設

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

## ケ 弁当引換所

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握

青森県健康医療福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び保健所（青森市保健所、八戸市保健所を含む。この項において以下同じ。）は、県委員会及び会場地委員会から次表のとおり管轄の保健所に提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。なお、報告書提出後に追加・変更した場合は、速やかに追加・変更内容を提出する。

また、県外施設については、県保健衛生課を通じ、関係自治体へ食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

対象施設		提出書類	提出方法	
ア	営業宿泊施設の調理施設	営業宿泊施設利用予定報告書 宿舎衛生対策実施要領で定める様式第1号	県委員会が県保健衛生課又は中核市保健所へ提出する。 令和7年（2025年）9月末日まで	
イ	食事提供施設	食事提供施設一覧表（様式第1号）	会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県保健衛生課又は中核市保健所へ提出する。 令和7年（2025年）9月末日まで	
ウ	仕出し料理調製施設	仕出し料理調製施設一覧表（様式第2号）		
エ	弁当調製施設	弁当調製施設名簿 弁当調達要項で定める様式第1号		
オ	既設の食品営業施設	会 場 内 に 設 置	会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県保健衛生課又は中核市保健所へ提出する。 開催の概ね3ヶ月前まで	
カ	食品営業自動車			既設食品営業施設一覧表（様式第3号）
キ	臨時の食品営業施設			食品営業自動車設置計画書（様式第4号）
ク	無料食品提供施設			臨時食品営業施設設置計画書（様式第5号）
ケ	弁当引換所			無料食品提供施設設置計画書（様式第6号）
				弁当引換所設置計画書（様式第7号）

3) 監視指導

保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、県保健衛生課及び一般社団法人青森県食品衛生協会（以下「県食品衛生協会」という。）各支部の協力を得て、次表を目標に対象施設の監視指導を実施する。

対象施設	目標立入回数		監視・指摘事項
	国スポ・障スポ前 令和7年度 ～開催年度	国スポ・障スポ 期間中	
	ア 営業宿泊施設の調理施設	1～2回	
イ 食事提供施設			
ウ 仕出し料理調製施設			
エ 弁当調製施設			
オ 既設の食品営業施設	会場内に設置	1回以上	
カ 食品営業自動車			
キ 臨時の食品営業施設			
ク 無料食品提供施設			
ケ 弁当引換所			

4) 食品衛生講習会

県委員会は、県保健衛生課及び保健所と連携し、県食品衛生協会の協力を得て、食品衛生講習会を実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。なお、宿舍衛生講習会等と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

- (ア) 食中毒の予防と発生時の対応
- (イ) 従事者の健康管理（検便検査を含む。）と手洗いの徹底
- (ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品・調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の食品衛生責任者又は代表者及び関係者

ウ 講習会の実施方法

令和7年度から国スポ・障スポ開催1か月前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う。

(5) 広報活動

県保健衛生課及び保健所は、関係機関、団体等の協力を得て、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

(6) 食中毒等健康被害発生時の対応

ア 県委員会及び会場地委員会は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合、直ちに管轄の保健所に連絡する。

イ 保健所は、国スポ・障スポに関係して食中毒が発生したときは、速やかに対

応するほか、関係する会場地委員会に情報共有を図る。なお、県管轄保健所は、県保健衛生課に報告を行う。

(7) 緊急連絡体制の整備

国スポ・障スポ期間中における食中毒の発生に備え、緊急時に対応するため、別記1及び別記2のとおり緊急連絡体制を整備する。

3 実施報告

(1) 県管轄保健所は、この実施要領に基づく食品衛生監視指導の実施結果を「食品提供施設の監視指導実施結果報告書」(様式第8号)により県保健衛生課に提出する。報告期限について、令和7年度中の実施結果は令和8年3月末日までに、それ以降は実施後速やかに提出する。

(2) 会場地委員会は、この実施要領に基づく食品衛生講習会を実施した場合は、食品衛生講習会の実施結果を「食品衛生講習会の実施報告書」(様式第9号)により、県委員会に提出する。報告期限について、令和7年度中の実施結果は令和8年3月末日までに、それ以降は実施後速やかに提出する。

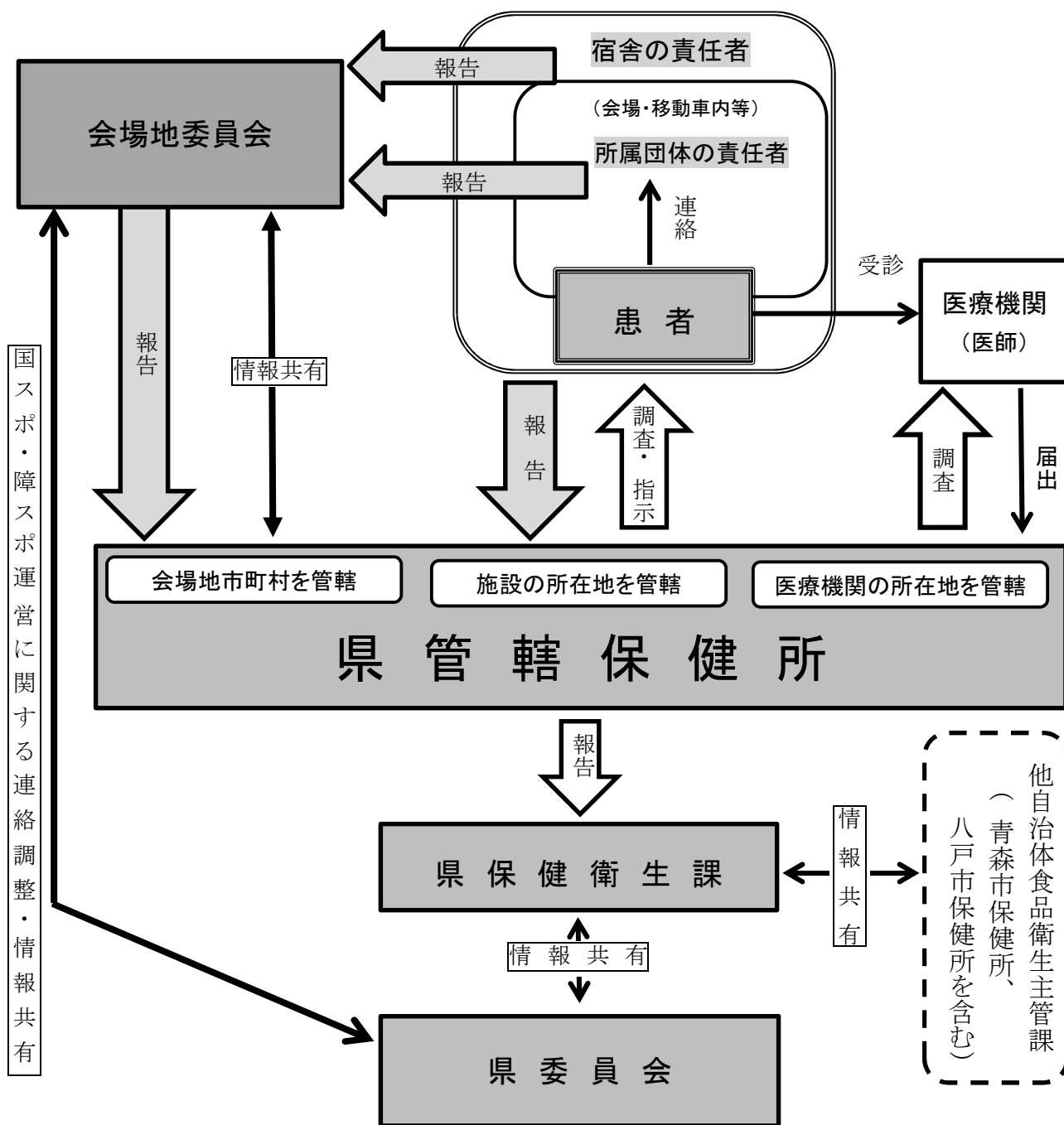
(3) 県保健衛生課は、県管轄保健所から提出のあった上記報告書を速やかに、県委員会に提出する。

(4) 青森市保健所及び八戸市保健所は、この実施要領に基づく食品提供施設における監視指導の実施結果を上記(1)と同様の様式、期限により、県委員会に提出する。

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、食品衛生対策に関して必要な事項は、県委員会、県保健衛生課並びに保健所が協議の上、別に定めるものとする。

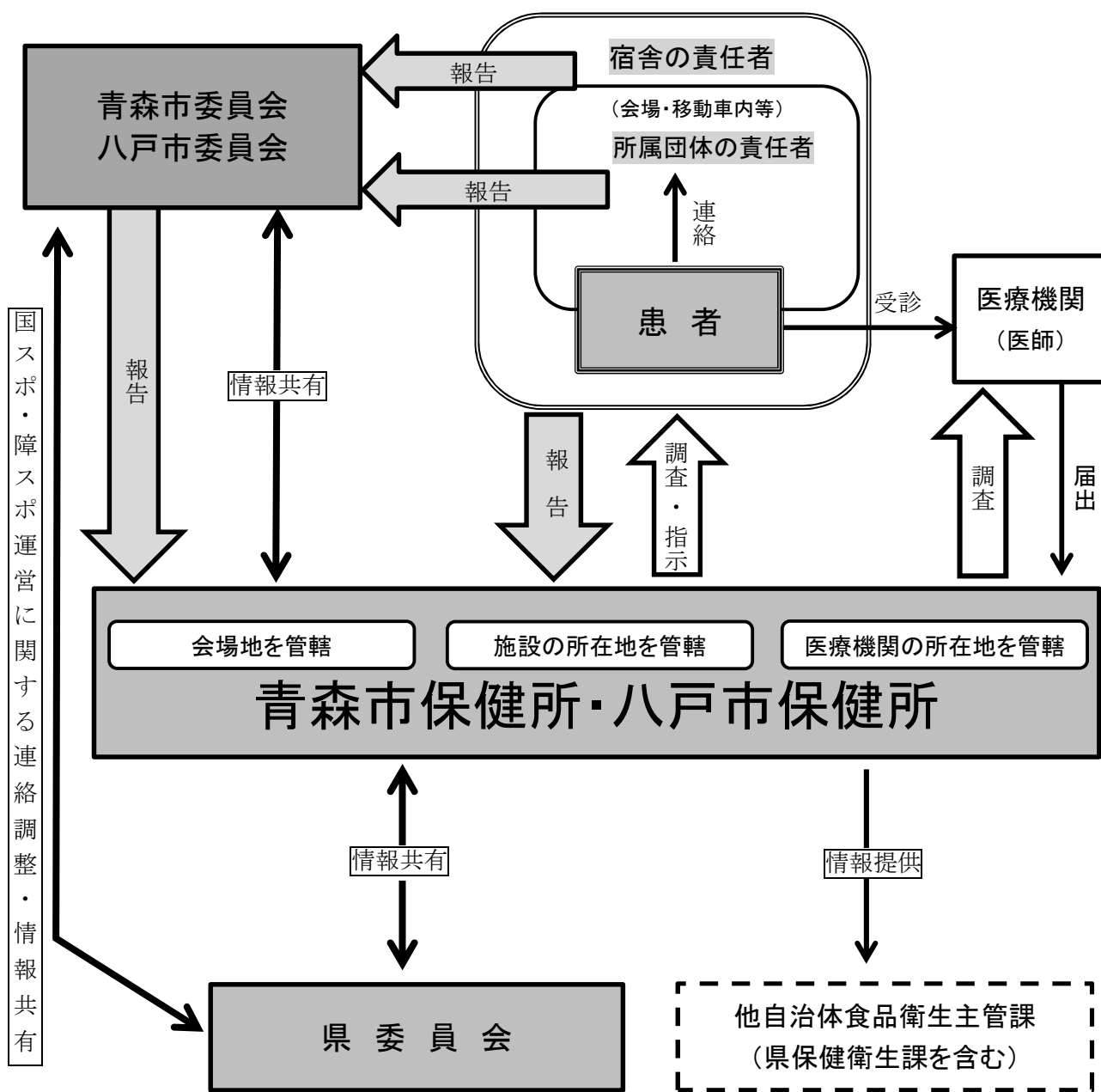
食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制  
 (青森市及び八戸市を除く青森県管轄の保健所)



- ◆患者が宿泊する宿舎の責任者又は患者の所属団体の責任者は、食中毒等健康危害の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、直ちに管轄の保健所及び各会場地委員会に報告する。
- ◆会場地委員会は、上記報告のほか県委員会等を通して食中毒等健康危害に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆県委員会及び会場地委員会は、宿舎の責任者及び患者の所属団体の責任者に対して、食中毒等健康危害が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するよう周知する。

# 食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制

(青森市及び八戸市)



- ◆ 患者が宿泊する宿舎の責任者又は患者の所属団体の責任者は、食中毒等健康危害の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、各市委員会に報告する。
- ◆ 青森市委員会及び八戸市委員会は、上記報告のほか、県委員会等を通して食中毒等健康被害に関する情報を得た場合、直ちに各市を管轄する保健所に報告する。
- ◆ 県委員会及び各市委員会は、宿舎の責任者及び患者の所属団体の責任者に対して、食中毒等健康被害が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、必要に応じて、管轄の保健所に連絡するよう周知する。

## 食中毒等健康被害発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先	管轄市町村
-----	-----	-----	-------

## 設置主体：青森市

青森市保健所	〒030-0962 青森市佃2-19-13	TEL：017-765-5293 FAX：017-765-5283	青森市
--------	--------------------------	--------------------------------------	-----

## 設置主体：八戸市

八戸市保健所	〒031-0011 八戸市田向3-6-1	TEL：0178-38-0720 FAX：0178-38-0737	八戸市
--------	-------------------------	--------------------------------------	-----

## 設置主体：青森県

東地方保健所	〒030-0113 青森市第二間屋町4-11-6	TEL：017-739-5421 FAX：017-739-5420	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
弘前保健所	〒036-8356 弘前市下白銀町14-2	TEL：0172-33-8521 FAX：0172-33-8524	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
三戸地方保健所	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	TEL：0178-27-5111 FAX：0178-27-1594	おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
五所川原保健所	〒037-0056 五所川原市末広町14	TEL：0173-34-2108 FAX：0173-34-7516	五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
上十三保健所	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	TEL：0176-23-4261 FAX：0176-23-4246	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
むつ保健所	〒035-0073 むつ市中央1-3-33	TEL：0175-31-1388 FAX：0175-31-1667	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

## 県担当課及び県実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
青森県健康医療福祉部 保健衛生課	〒030-8570 青森市長島1-1-1	TEL：017-734-9214 FAX：017-734-8047
青森県国スボ・障スボ局 施設調整課 (県実行委員会事務局・衛生担当)	〒030-8570 青森市長島1-1-1	TEL：017-734-9189 FAX：017-734-8012

## 食事提供施設一覧表

保健所長 様

令和 年 月 日

実行委員会

&lt; 対象となる大会の区分 &gt;

	青の煌めきあおもり国スポ
	青の煌めきあおもり障スポ

会場地:

整理番号	施設の名称(屋号)	施設の所在地	営業者氏名(法人名)	連絡先	業種	宿泊施設	備考

予定される最大の数量を記載のこと  
 複数の場合は次の行に続けて記載のこと。



仕出し料理調製施設一覧表

保健所長 様

令和 年 月 日  
実行委員会

< 対象となる大会の区分 >

	青の煌めきあおもり国スポ
	青の煌めきあおもり障スポ

会場地: \_\_\_\_\_

整理 番号	施設の名称(屋号)	施設の所在地	営業者氏名 (法人名)	連絡先	発注数量 <sup>1</sup> (1日あたり)	仕出し料理配達先 <sup>2</sup>	備考

予定される最大の数量を記載のこと  
複数の場合は次の行に続けて記載のこと。

既設食品営業施設一覧表

保健所長 様

令和 年 月 日

実行委員会

<対象となる大会の区分>

	青の煌めきあおもり国スポ
	青の煌めきあおもり障スポ

会場地:

整理番号	競技名	会場名	開催期間	施設			
				施設の名称 (屋号)	施設の所在地	営業者氏名 (法人名)	業種
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				

食品営業自動車設置計画書

保健所長 様

令和 年 月 日

実行委員会

<対象となる大会の区分>

	青の煌めきあおもり国スポ
	青の煌めきあおもり障スポ

会場地： \_\_\_\_\_

整理 番号	設置期間	施設の名称	営業者の氏名 (法人名)	営業者の住所 (法人の所在地)	営業者連絡先	調理等 の有無	取扱品目
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						

施設ごとの内容を記載した個別票(様式第4号別紙)を添付すること。

## 食品営業自動車の内容(個別票)

整 理 番 号	
---------	--

## 1 食品営業自動車の名称等

名 称		設置期間	月 日 ~ 月 日
所在地			
自動車の車両番号			
営 業 者	氏 名		
	住 所		
	連絡先		
責 任 者 氏 名			
従 事 者 数			

## 2 取扱品目等

No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量	No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量
1		有・無		8		有・無	
2		有・無		9		有・無	
3		有・無		10		有・無	
4		有・無		11		有・無	
5		有・無		12		有・無	
6		有・無		13		有・無	
7		有・無		14		有・無	

設置場所の見取り図及び設備配置図を添付すること。

## 臨時食品営業施設設置計画書

保健所長 様

令和 年 月 日

実行委員会

&lt;対象となる大会の区分&gt;

	青の煌めきあおもり国スポ
	青の煌めきあおもり障スポ

会場地:

整理番号	設置期間	施設の名称	営業者の氏名 (法人名)	営業者の住所 (法人の所在地)	営業者連絡先	調理等の有無	取扱品目
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						

施設ごとの内容を記載した個別票(様式第5号別紙)を添付すること。

原則、客に提供する直前に加熱処理されない食品の調理行為は認めない。

## 臨時食品営業施設の内容(個別票)

整 理 番 号	
---------	--

## 1 臨時食品営業施設の名称等

名 称		設置期間	月 日 ~ 月 日
所在地			
営 業 者	氏 名		
	住 所		
	連絡先		
責 任 者 氏 名			
従 事 者 数			

## 2 取扱品目等

No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量	No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量
1		有・無		8		有・無	
2		有・無		9		有・無	
3		有・無		10		有・無	
4		有・無		11		有・無	
5		有・無		12		有・無	
6		有・無		13		有・無	
7		有・無		14		有・無	

設置場所の見取り図及び設備配置図を添付すること。

### 無料食品提供施設設置計画書

保健所長 様

令和 年 月 日  
実行委員会

<対象となる大会の区分>

	青の煌めきあおもり国スポ
	青の煌めきあおもり障スポ

会場地

整理番号	設置期間	施設の名称	代表者の氏名	代表者の住所 (法人の所在地)	代表者連絡先	調理等の有無	取扱品目
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						
	~						

施設ごとの内容を記載した個別票(様式第6号別紙)を添付すること。  
原則、客に提供する直前に加熱処理されない食品の調理行為は認めない。

## 無料食品提供施設の内容(個別票)

整 理 番 号	
---------	--

## 1 無料食品提供施設の名称等

名 称		設置期間	月 日 ~ 月 日
所在地			
代 表 者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先		
責 任 者 氏 名			
従 事 者 数			

## 2 取扱品目等

No.	取扱品目	調理等の有無	提供予定数量	No.	取扱品目	調理等の有無	提供予定数量
1		有・無		8		有・無	
2		有・無		9		有・無	
3		有・無		10		有・無	
4		有・無		11		有・無	
5		有・無		12		有・無	
6		有・無		13		有・無	
7		有・無		14		有・無	

設置場所の見取り図及び設備配置図を添付すること。





## 食品提供施設の監視指導実施結果報告書

令和 年 月 日  
保健所

区 分	対象施設数	延べ監視施設数	違反発見施設数	違反の件数					処分件数			処分以外の措置件数	
				施設基準	公衆衛生上必要な措置の基準	規格基準	表示基準	その他	営業の禁停止	改善命令	その他		
ア	営業宿泊施設の調理施設												
イ	食事提供施設												
ウ	仕出し料理調製施設												
エ	弁当調製施設												
オ	既設の食品営業施設												
カ	食品営業自動車												
キ	臨時の食品営業施設												
ク	無料食品提供施設												
ケ	弁当引換所												
合 計													



## 食品提供施設の事業者等が遵守すべき事項

国スポ・障スポに係る食品提供施設の事業者等は、法令に基づく衛生管理を徹底の上、次の事項について遵守する。

### 1 食品提供施設

#### (1) 営業宿泊施設の調理施設

旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下、「営業宿泊施設」という。）であって、国スポ・障スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

#### (2) 食事提供施設

国スポ・障スポ参加者等が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

#### (3) 仕出し料理調製施設

国スポ・障スポ参加者等が営業宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当を含む）を調製する施設

#### (4) 弁当調製施設

国スポ・障スポ参加者等が総合開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する昼食弁当を調製する施設

#### (5) 既設の食品営業施設

国スポ・障スポ会場内に既に設置され、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

#### (6) 食品営業自動車

国スポ・障スポ会場内にて自動車に営業施設を設け、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

#### (7) 臨時の食品営業施設

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工、若しくは製造又は販売を行う施設

#### (8) 無料食品提供施設

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

#### (9) 弁当引換所

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

### 2 共通遵守事項

#### (1) 管理責任者の設置

ア 食品による事故を防止するため、各食品提供施設に衛生管理にあたる管理責任者を設置する。なお、食品衛生責任者を設置している場合は、

その者を管理責任者とする。

イ 国スポ・障スポ期間中、管理責任者は公益社団法人日本食品衛生協会等の各種団体が作成しているHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書に従い、衛生管理計画を作成、衛生管理の実施状況を記録し、保存する。なお、実施記録表については、当該手引書の様式を参考とする。

ウ 管理責任者又は代表者及び関係者は、県委員会及び会場地委員会が開催する食品衛生講習会を受講する。

## (2) 調理従事者等の健康管理

ア 調理従事者等（食品に直接接触する作業に従事する者。以下同じ。）

は、概ね国スポ・障スポ開催前1か月の間に検便を受ける（1食品提供施設（8）無料食品提供施設、（9）弁当引換所を除く）。なお、検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O157等）については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査に努める。

イ 上記検便検査で陽性の場合は、再検査で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事しない。

ウ 管理責任者は、作業開始前に全ての調理従事者等の健康状態（嘔吐、下痢、手指の傷等）の確認を行う。

エ 調理従事者等は、下痢、嘔吐、発熱等の症状がある場合や手指に化膿創がある場合は、食品に直接接触する作業に従事しない。

オ 調理従事者等は、感染を防止するため、日常生活の中で胃腸炎の症状がある者の吐物や排泄物の処理を行うことを避ける。

カ 調理従事者等の服装

（ア）調理従事者等は、清潔な外衣及び専用の履物を着用し、必要に応じて、帽子、マスク、手袋を着用する。

（イ）調理従事者等は、腕時計、指輪、つけ爪などは外す。帽子は毛髪がはみ出ないように着用し、爪は短く清潔に保つ。

キ 手洗いの徹底

（ア）管理責任者は、石けん、消毒液、ペーパータオル等を備えた手洗い設備を常に使用できる状態にしておく。なお、手指を触れずに給水栓が開閉できる構造、40 前後の温湯が給水される構造であることが望ましい。

（イ）調理従事者等は、次のタイミングで手洗いを行う。

- a 作業開始前及びトイレの使用後
- b 汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
- c 食品に直接触れる作業に当たる直前

- d 生肉、鮮魚介類、卵殻等に触れた後、その他の食品に触れる場合
- e 配膳の前

(ウ) 調理従者等は、次の手順を参考に、適切な方法で手洗いをを行う。

- a 時計や指輪を外す。
- b 流水で手を洗い、洗剤をつける。
- c よく泡立てて、丁寧に洗う。  
(手のひら、甲、指の腹面、背、側面、付け根、指先、親指の付け根、手首)
- d 洗剤を十分な流水でよく洗い流す。
- e ペーパータオル等で手をふき乾燥させる。
- f 手から水気がなくなったら、消毒用アルコールを手にしりこむ。  
作業開始前及びトイレの使用後は、b～dの手順を2回繰り返す。

### 3 食品提供施設(1)～(6)に対する個別の遵守事項

#### (1) 施設(調理場)の衛生管理

- ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、清潔な状態を維持する。
- イ 施設内は整理整頓し、不必要な物品等を置かない。
- ウ 施設の内壁、天井、床を清潔に維持する。
- エ 施設内の採光・照明・換気は十分に行う。
- オ 窓及び出入口の管理を適切に行い、埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する。
- カ 排水溝は、排水が適切に行われるよう清掃、補修する(1(6)除く)。
- キ トイレは、定期的に清掃、消毒を行い、常に清潔にする。(1(6)除く)。

#### (2) 設備等(設備、調理機械・器具)の衛生管理

- ア 調理器具は、十分に洗浄・消毒するとともに、補修を適切に行う。
- イ 計器類・殺菌装置等の定期的な点検を実施する。
- ウ 化学物質は適切に使用・管理する。
- エ 手洗い設備には、石けん、消毒液、ペーパータオル等を備え、常に使用できる状態にしておく。
- オ 洗浄設備は清潔に保つよう留意する。
- カ 冷蔵庫及び冷凍庫内は、整理し、清潔に保ち、相互汚染防止のため区分け保存をする。
- キ 冷蔵庫及び冷凍庫は、温度管理を十分に行う。

( 3 ) 使用水の管理

- ア 水道水以外の水を使用する場合は、事前（国スポ・障スポ開催前の1年以内を目処）に水質検査を受ける。
- イ 貯水槽を設置している場合は、定期的に清掃を行う。
- ウ 殺菌装置・浄水装置を設置している場合は、装置が正常に作動しているか定期的に点検を行う。

( 4 ) ねずみ及び昆虫対策

定期的な駆除または調査に基づく防除を実施する。

( 5 ) 廃棄物及び排水の取扱い

- ア 廃棄物、排水は適切に処理する。
- イ 廃棄物の保管場所の管理は適切に行う。

( 6 ) 検食の実施（ 1（ 6 ）除く ）

- ア 提供食数にかかわらず、検食は調理済みの食品ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器等に入れ、-20 以下で 2 週間以上保存する。同一内容の食品を 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上調理する場合は、前記の規程による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器等に入れ、-20 以下で 2 週間以上保管する。
- イ 料理の提供先、時刻、提供数量を記録する。

( 7 ) 回収・廃棄

回収・廃棄の手順を定める。

( 8 ) 食品の取扱い

- 施設の衛生管理計画に基づき、適切に管理及び記録を実施する。なお、衛生管理の実施にあたっては、特に以下の項目に留意する。
- ア 原材料の仕入れにあたっては、品質・表示等について点検するとともに、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保管する。また、購入伝票等の保管を行い、仕入れ先を明らかにしておく。
  - イ 調理済み食品は、前日調理は避け、提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立て、調理後、直ちに提供されるもの以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するため必要に応じて冷蔵又は温蔵保管する（食中毒菌の発育至適温度帯である 20～50 を避け、概ね 10 以下又は 65 以上で管理）。
  - ウ 調理は、相互汚染のないよう衛生的に行う。
  - エ 野菜及び果物を加熱せずに提供する場合には、飲用適の流水で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素ナトリウムの 200 mg/L の溶液に、5 分間（100 mg/L の溶液の場合には 10 分間）又はこれと同等の効果を有するもの（食品添加物として使用できる有機酸等）で殺菌を行った後、十分

- な流水ですすぎ洗いを行う。
- オ 加熱調理を行う際は、食品の中心部の温度が75 以上で、1 分間以上（ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は85～90 で90 秒以上）加熱する。
- カ 盛り付けは衛生手袋等を使用し、食品に直接手が触れないようにする。また、衛生手袋の使用にあたっては、装着前の手洗い、衛生的な装着操作、装着後に食品以外に触れないこと及び適宜交換を徹底する。
- キ 弁当・仕出し料理の調製（食品提供施設（3）（4））
- （ア）弁当・仕出し料理の主食及び副食は、十分に放冷した後、詰め合わせる。
- （イ）弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示する。
- a 弁当の名称
  - b 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
  - c 食品添加物
  - d 消費期限（時刻まで表示）
  - e 保存方法
  - f 製造所所在地・製造者名
  - g その他食品表示法等関係法令により規定される事項
- （ウ）早期の喫食を喚起する旨及び持ち帰りを禁止する旨、弁当の容器包装又は添付チラシ等に記載するよう努める。
- （エ）配送にあたっては、次の事項に留意し、弁当の温度を10 以下で管理する。
- a 荷室の温度管理（10 以下）が、運転席等外部から行うことが可能な冷蔵庫等を使用し運搬する。
  - b 保冷箱等により輸送する場合は、直射日光が当たらないように運搬し、衛生管理を行う。
  - c 弁当の配布終了まで会場内に待機し、適切な温度管理（10 以下）衛生管理を行う。
  - d 弁当引換所で長時間保管されることがないよう喫食時間に合わせて納品する。
  - e 搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を納品する。

#### 4 食品提供施設（7）（8）に対する個別の遵守事項

##### （1）取扱食品

取扱食品は、その場での製造、加工及び調理の工程が簡易なもので、提



供直前に加熱処理が行えるものに限ることとする。ただし、以下に掲げるものは認める。

- ア かき氷（水道水等で製造された氷を使用すること）
- イ ところてん
- ウ 飲料水類（既製品の注ぎ分けのみ）

（２）適切な取扱設備

- ア プレハブ又は防水性のテント等を使用し、昆虫、ほこり等を防ぐことができる構造であること。
- イ 食品、器具及び容器包装を衛生的に保管できる設備があること。
- ウ 水道水等を供給できる設備及び排水を衛生的に排出する設備があること。
- エ 取り扱う食品の保存方法により、冷蔵又は冷凍に適した容量及び性能を有する設備があること。
- オ 十分な容量があり、水漏れがなく、適正に蓋のできる不浸透性の廃棄物容器があること。

（３）食品の取扱い

- ア 調理直前の仕込みが必要な場合を除き、原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないこと。仕込み行為は、衛生的な施設で仕込みを行い必要に応じて使用（調理）直前まで十分に冷蔵したものを使用すること。
- イ 原材料の運搬は、下処理を行った食材を衛生的な蓋付きの容器等に入れ外部からの汚染を防止するとともに、食品に応じて温度管理を適切に行うこと。
- ウ 加熱調理を行う際は、食品の中心部まで十分に（75℃以上で1分間以上）（ノロウイルスによる汚染の可能性のある食品の場合は85～90℃で90秒以上）加熱すること。
- エ 未加熱の野菜、果物、肉類、魚介類、卵及び乳類を提供しないこと。ただし、包装済食品（カットりんご等）については、この限りではないこととすること。
- オ 購入後会場内で速やかに喫食できる提供方法とすること
- カ 容器は使い捨てで、かつ衛生的な物を使用すること。

（４）廃棄物の処理

- ア 廃棄物は、処理方法に応じて分別し、適切に処理すること。
- イ 廃棄物容器及びその周辺は、常に清潔にしておくこと。

（５）管理責任者の設置

- ア 食品による事故等の発生を防止するために、施設ごとに衛生管理にあたる管理責任者（臨時の食品営業施設については食品衛生責任者）を設

置すること。

- イ 食品提供施設（８）の管理責任者は、国スポ・障スポ期間中、食品衛生自主管理記録表（無料食品提供施設）（参考様式第１号）を記入すること。

## ５ 食品提供施設（９）に対する個別の衛生指導事項

### （１）弁当引換所の設置基準

- ア 清潔な場所に設置し、テント張等適当な防塵・防水設備を有する。
- イ 食品が直接日光に当たらない設備とする。
- ウ 弁当引換所の設置者は、弁当引換所又は付近の使用しやすい場所に、手洗い設備を確保する。弁当引換所に確保できない場合は、アルコール噴霧式消毒器を弁当引換所に設置する。

### （２）弁当の取扱い

#### ア 弁当の保管

- （ア）納品された弁当は、冷蔵車等で保管する（弁当引換所に隣接した場所に、冷蔵車等を配置している場合を含む）。
- （イ）冷蔵車等は常に清潔に保つとともに、隔測温度計を設置し、保冷機能が保たれていることを確認する。

#### イ 弁当の引渡し

- （ア）弁当の引換時間を厳守する。
- （イ）弁当を国スポ・障スポ参加者等に引き渡す際の呼びかけ、張り紙、場内放送、チラシ添付等の方法により、早期の喫食と併せて持ち帰りの禁止を呼びかける。

#### ウ 弁当の廃棄

消費期限を過ぎた弁当は確実に廃棄する。

### （３）弁当の引換えの記録

- ア 弁当の引換えにあたっては、引換先と弁当調製施設の関連が明確になるようにしておく。
- イ 弁当引換所ごとに衛生管理にあたる管理責任者を置く。
- ウ 国スポ・障スポ期間中、管理責任者は、食品衛生自主管理記録表（弁当引換所）（参考様式第２号）を記入すること。
- エ 管理責任者は、弁当の納品から引換えに関する次の事項について「弁当の引換記録表」（参考様式第３号）により記録すること。
  - （ア）弁当の納品時刻
  - （イ）荷室又は庫内温度（納品時、引換直前）
  - （ウ）納品個数

- (工) 製造者
- (才) 消費期限
- (力) 弁当の引換時刻 (開始、終了)
- (キ) 引換回数
- (ク) 引換先
- (ケ) 廃棄時刻
- (コ) 廃棄回数
- (4) 廃棄物の処理
  - ア 廃棄物は、処理方法に応じて分別し、適切に処理する。
  - イ 廃棄物容器及びその周辺は、常に清潔にしておく。

会場名：

食品衛生自主管理記録表（無料食品提供施設）

国スポ・障スポ期間中は毎日点検しましょう。

定時的に、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。（良好、×不良）

点検項目		点検月日							メモ
		/	/	/	/	/	/	/	
施設の管理	1	施設やその周辺はよく清掃されているか。							
	2	テント張り等で防塵・防水措置をしているか。日光は直接、食品に当たらないか。							
	3	保存基準のある食品を取り扱う場合は、温度計のある冷蔵等設備を設けているか。							
	4	手洗い設備が施設内又は隣接した場所にあるか。							
	5	消毒用アルコールスプレー等を備え、活用しているか。							
管給理水	6	使用水は飲用適なものであるか。							
原材料及び食品の取扱い	7	取扱品目は問題ないか( )							
	8	原材料の仕入れにあたっては、品質、鮮度、日付、表示等の点検を行っているか。							
	9	下処理は衛生的な施設で行ったか。							
	10	原材料の運搬は衛生的か。							
	11	原材料は適切な温度で保管しているか。							
	12	食品は、中心部まで十分加熱しているか。							
	13	未加熱の食材を提供していないか。							
	14	容器は使い捨ての衛生的なものを使用しているか。							
	15	提供後に速やかに喫食される提供方法であるか。							
	16	消費期限又は賞味期限を超えて食品を提供していないか。							
17	容器包装に入れられた食品に適正な表示があるか。								
廃処棄物の	18	廃棄物容器は、蓋があり、清掃され、置き場所は適当か。							
	19	清掃用具は専用の場所に保管しているか。							
従事者の衛生管理	20	下痢・嘔吐・発熱又は手指に化膿創をもつ者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	21	家族に下痢・嘔吐の症状を有している者はいないか。							
	22	清潔な作業着、帽子、履物、マスクを着用しているか。							
	23	爪を短く切り、作業前、用便後等は必ず手を洗っているか。							
	24	決められた場所以外で、更衣、喫煙、食事をしていないか。							
提情供報	25	提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。							
管理責任者(食品衛生責任者)の署名									

食品衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。

会場名：

食品衛生自主管理記録表（弁当引換所）

国スポ・障スポ期間中は毎日点検しましょう。

定時的に、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。（良好、×不良）

点検項目		点検月日							メモ
		/	/	/	/	/	/	/	
施設の管理	1	施設やその周辺はよく清掃されているか。							
	2	テント張り等で防塵・防水措置をしているか。日光は直接、食品に当たらないか。							
	3	弁当を保管するための保冷库等はあるか。							
	4	保冷库等に温度計はあるか。また、正常に機能しているか。							
	5	保冷库は清潔か。							
	6	手洗い設備が施設内又は隣接した場所にあるか。							
	7	消毒用アルコールスプレー等を備え、活用しているか。							
食品の取扱い	8	仕入れ伝票等の保管を行っているか。							
	9	弁当類は保冷库等で保管しているか。							
	10	弁当の引換時間は守られているか。							
	11	消費期限を過ぎた弁当を確実に廃棄しているか。							
早期喫食対策	12	早期喫食を呼びかける看板等を設置しているか。							
	13	早期喫食を呼びかけるチラシ等を弁当に添付しているか。							
	14	弁当引換業務についての記録をとっているか。							
廃棄物の	15	廃棄物容器は、蓋があり、清掃され、置き場所は適切か。							
	16	清掃用具は専用の場所に保管しているか。							
従事者の衛生管理	17	清潔な作業着、帽子、履物、マスクを着用しているか。							
	18	爪を短く切り、作業前、用便後等に手の洗浄消毒を行っているか。							
	19	決められた場所以外で、更衣、喫煙、食事をしていないか。							
	20	従事者やその家族に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。							
管理責任者の署名									

食品衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。

### 弁当の引換記録表

会場地：\_\_\_\_\_

引換日：令和 年 月 日

製造者	納品時刻	庫内温度		納品個数	消費期限	引換時刻		引換個数	引換先	廃棄時刻	廃棄個数	責任者署名
		納品時	引換直前			開始	終了					
	：					：	：			：		
	：					：	：			：		
	：					：	：			：		
	：					：	：			：		
	：					：	：			：		
	：					：	：			：		
	：					：	：			：		
	：					：	：			：		

会場内の引換所1か所につき1枚で使用する。

## 食品提供施設に対する指導及び調査

### 1 食品提供施設

#### (1) 営業宿泊施設の調理施設

旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下、「営業宿泊施設」という。）であって、国スポ・障スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

#### (2) 食事提供施設

国スポ・障スポ参加者等が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

#### (3) 仕出し料理調製施設

国スポ・障スポ参加者等が営業宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当を含む）を調製する施設

#### (4) 弁当調製施設

国スポ・障スポ参加者等が総合開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する昼食弁当を調製する施設

#### (5) 既設の食品営業施設

国スポ・障スポ会場内に既に設置され、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

#### (6) 食品営業自動車

国スポ・障スポ会場内にて自動車に営業施設を設け、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

#### (7) 臨時の食品営業施設

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工、若しくは製造又は販売を行う施設

#### (8) 無料食品提供施設

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

#### (9) 弁当引換所

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

### 2 食品衛生講習会

県委員会は、青森県保健衛生課及び保健所（青森市保健所、八戸市保健所を含む。）と連携し、食品提供施設の営業者等を対象とする食品衛生講習会を国スポ・障スポ開催までに実施する。食品衛生講習会の内容については、別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」、食品衛生法及び青森県食品衛生法施行条例に係る事項並びに食中毒の予防に関することとする。

### 3 立入調査

食品提供施設（1）～（5）を管轄する保健所は、「食品衛生監視票」により

当該施設の立入調査を実施し、不備な事項があれば改善指導及びその履行確認を行う。なお、食品衛生監視票の監視項目に加え、検便検査の実施状況についても、追加で確認を行う。

特に、弁当調製施設等危害度の高い施設又は衛生管理に不備が認められる施設については、重点的に監視指導及び食品衛生指導を行う。



## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調達要項(案)

## 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者(以下「国スポ・障スポ参加者等」という。)に提供する昼食弁当(以下「弁当」という。)の調達について必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務分担

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)及び会場地市町村実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

## (1) 県委員会

- ア 青の煌めきあおもり国スポ 総合開・閉会式
- イ 青の煌めきあおもり障スポ 開・閉会式及び競技会

## (2) 会場地委員会

青の煌めきあおもり国スポ競技会

## 3 弁当調製施設の選定

(1) 県委員会及び会場地委員会は、青森県健康医療福祉部保健衛生課(以下「県保健衛生課」という。)及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

- ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、H A C C P 1 に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
- イ 弁当調製能力 2 が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
- ウ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入ができること。
- エ 県委員会及び会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

(2) 弁当調製施設の選定にかかる具体的な基準等については、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ別に定める。

(3) 県委員会及び会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

1 H A C C P とは、原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定したうえで、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法を指す。

2 弁当調製能力とは、「1日当たりの弁当調製数」と「配送可能範囲」を指す。

#### 4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 会場地委員会は、選定した弁当調製施設を「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調製施設名簿」(様式第1号。以下「弁当調製施設名簿」という。)により、令和7年9月末日までに県委員会へ報告する。
- (2) 県委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、様式第1号により県管轄の保健所分は県保健衛生課に、青森市保健所・八戸市保健所の管轄分は各市保健所へ提出する。併せて県委員会は自ら選定した弁当調製施設を会場地委員会に情報提供する。
- (3) 県委員会及び会場地委員会は、上記(1)及び(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、速やかに追加分の弁当調製施設名簿を(2)と同様に提出する。
- (4) 県保健衛生課は、県委員会から提出された弁当調製施設名簿に、県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施及び結果の報告を依頼する。

#### 5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1) 県委員会及び会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。
  - イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
  - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
  - エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会又は会場地委員会が不相当と認めたととき。
- (2) (1)により、県委員会が選定を取り消したときは、速やかに県保健衛生課に報告する。併せて会場地委員会に情報提供を行う。
- (3) (1)により、会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県委員会は、速やかに、県管轄分は県保健衛生課に、青森市保健所及び八戸市保健所の管轄分は各市保健所へ報告する。
- (4) 県保健衛生課は、県委員会及び会場地委員会が選定の取消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

#### 6 弁当を提供する国スポ・障スポ参加者等及び弁当料金

- (1) 斡旋弁当(国スポ・障スポ参加者等から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)及び支給弁当(県委員会または会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する国スポ・障スポ参加者等は、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。
- (2) 斡旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶等を含めて1,100円以内(税抜)とし、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。

#### 7 弁当の献立

県委員会及び会場地委員会は、弁当の献立の作成又は選定にあたっては、選手のコンディションづくりや青森県産の活用等に配慮するものとする。

## 8 弁当の申込み、受付及び発注等

- (1) 国スポ・障スポ参加者等への斡旋及び支給を行う弁当の申込み・受付及び発注等の手続きについては、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 国スポ・障スポ参加者等からの申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県委員会及び会場地委員会は、国スポ・障スポ参加者等からの申込みを受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、それぞれが選定した弁当調製施設へ発注する。なお、発注にあたっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

## 9 弁当の調製、運搬等

県委員会及び会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等にあたっては、衛生管理を徹底するとともに、弁当調製能力を超える受注をしないこと。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
  - ウ 食品添加物
  - エ 消費期限（時刻まで表示）
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他県委員会又は会場地委員会が指示する表示
- (3) 運搬にあたっては、冷蔵車等を使用するものとし、県委員会及び会場地委員会が指定する日時及び場所に納入すること。
- (4) 県委員会及び会場地委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

## 10 弁当の保管及び引換

県委員会及び会場地委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務にあたっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

## 11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、国スポ・障スポ終了後、県委員会及び会場地委員会が別に定める方法により精算する。

## 12 その他

- ( 1 ) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や県保健衛生課等と協議の上、別に定めるものとする。
- ( 2 ) 県委員会及び会場地委員会は、9 ( 2 ) 及び 10 について、必要に応じて事前に県保健衛生課又は保健所へ相談し、衛生上の安全を確保する。
- ( 3 ) あおもり国スポの総合開・閉会式リハーサル及び県外競技会等にかかるリハーサル大会、あおもり障スポの開・閉会式リハーサル及び競技会にかかるリハーサル大会における弁当調達については、必要に応じ、この要項に準じて実施する。
- ( 4 ) 県外開催競技における弁当の調達については、この要項に準じて取り扱うものとする。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調製施設名簿

年 月 日  
 実行委員会

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 あて

番号	調製施設名称	営業者氏名 (法人名)	弁当調製施設の住所	営業者連絡先	1日あたり弁当調製能力(単位:食)					備考
					最大	通常	国スポ・障スポ提供可能数			
							平日	土曜日	日・祝日	



## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準（案）

## 1 総則

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調達要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ(以下「国スポ」という。)総合開・閉会式及び青の煌めきあおもり障スポ(以下「障スポ」という。)開・閉会式及び競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ(以下「県委員会」という。)は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定する。

## 2 施設の立地条件

青森県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。ただし、青森県内の弁当調製施設だけで必要な食数が確保できない場合は、青森県外に所在する弁当調製施設も対象とする。

## 3 衛生管理体制

- (1) 過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。ただし、保健所の監視指導を受けて問題がないことが確認できた場合はこの限りではない。
- (2) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (3) 検食は、原材料及び調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器(ビニール等)に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者(食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。)の全員に対し、国スポの総合開会式日前1か月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌(O157等)を含むもの。)を実施することが可能であること。  
なお、検便検査項目にはノロウイルス(抗原検査)も含めることが望ましい。
- (5) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは国スポ・全障スポ開催期間中加入できること。

## 4 弁当調製能力

- (1) 調製能力が、1日当たり300食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3) 申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

## 5 対応能力

- (1) 県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 県委員会が定める食材及び献立内容で調製できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
  - ウ 食品添加物
  - エ 消費期限（時刻まで表示）
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他県実行委員会が指示する表示
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭及び持ち運び用の袋を提供できること。また、それらについて県委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (6) 弁当の内容について、おしながき等の添付が可能であること。
- (7) 弁当を搬送する際は、搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できること。
- (8) 県委員会が指示する時刻・場所に衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理（10 以下）衛生管理を行えること。
- (9) 開会式・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、廃棄容器の回収ができること。
- (10) 荒天等により競技会等が変更又は開催中止となった場合に、弁当の調製及び納入について、県委員会の指示に基づく対応ができること。



## 第80回国民スポーツ大会医事・衛生基本方針

第80回国民スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の医事・衛生については、大会参加者等が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、次の基本方針に基づき実施する。

### 1 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

### 2 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

### 3 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

### 4 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等のもとより、広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、各会場及びその周辺環境の美化、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

令和 4 年 12 月 21 日  
第 11 回常任委員会 決定

## 第 80 回国民スポーツ大会 医療救護要項

### 1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本方針に基づき、大会における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施方法

県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等とともに、医療救護を実施する。

### 3 実施区分

県委員会及び会場地委員会は、次の区分における医療救護を実施する。

#### (1) 県委員会

- ア 総合開・閉会式会場及びその周辺
- イ 県委員会主催の大会関連イベント会場等

#### (2) 会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベント会場等
- ウ 宿舍（転用施設を含む。）

### 4 実施業務

医療救護業務は、次の事項を実施する。

#### (1) 医療救護体制の整備

##### ア 救護本部の設置

会場等における医療救護業務の総括、関係各所との連絡調整等を担うため、救護本部を設置する。

##### イ 救護所の設置等

(ア) 会場等における傷病者の応急処置及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。

(イ) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）その他必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(ウ) 救護所には、救護班及び必要に応じて移動救護班を配置する。

(エ) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー及び事務職員等により、必要に応じた編成とする。

##### ウ 応急処置の実施

救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

##### エ 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

オ 医療機関の確保等

傷病者が発生した場合に備え、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を整備する。

(2) 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者への対応が適正に図られるよう、大会参加者等や宿舎、医療・消防機関等に対して、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、医療救護体制について周知を図る。

5 その他

(1) 県委員会及び会場地委員会は、それぞれの区分における医療救護の実施に要する経費を負担する。

(2) 救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

(3) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会および会場地委員会が、別に定める。

(4) 県実行委員会及び会場地市町村実行委員会を組織していない場合は、「県実行委員会」を「県準備委員会」に、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。

## 第 80 回国民スポーツ大会 食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本方針に基づき、大会における食品衛生対策の実施に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施方法

県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに食品衛生対策を実施する。

### 3 実施項目

食品衛生対策は、次の事項を実施するものとする。

#### (1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

保健所等は、食品に起因する衛生上の危害を防止するため、県委員会・会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、大会に参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が利用する宿舍及び食品提供施設等に対し、より一層の食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図るとともに、自主的な衛生管理の向上を促す。

#### (2) 監視・指導の実施

保健所等は、大会参加者等が利用する宿舍及び食品提供施設等に対する監視・指導及び検査を強化し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上を図るとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

#### (3) 自主的な衛生管理活動の促進

保健所等は、大会参加者等が利用する宿舍及び食品提供施設等に対し、自主的な衛生管理活動の促進を図る。

#### (4) 食中毒発生時の措置

保健所等は、大会参加者等に食中毒が発生した場合には、食品衛生法等に基づく必要な措置を講じ、県、関係市町、県委員会、会場地委員会は、連携して事故の拡大防止に努める。

#### (5) 緊急連絡体制の整備

県委員会、会場地委員会は、大会参加者等に食中毒が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、県委員会および会場地委員会が、それぞれ別に定める。

(2) 県実行委員会及び会場地市町村実行委員会を組織していない場合は、「県実行委員会」を「県準備委員会」に、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 宿舎衛生対策実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、第80回国民スポーツ大会環境衛生対策要項、第25回全国障害者スポーツ大会宿泊等基本方針及び第80回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連絡調整を図り、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）において、県・会場地市町村・関係機関・団体等とともに実施する宿舎衛生対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施内容

#### (1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

##### ア 営業宿泊施設の把握

青森県健康福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を含む。この項において以下同じ。）は、以下のとおり国スポ・障スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）が利用する旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下、「営業宿泊施設」という。）を把握する。

(ア) 県委員会は、令和7年9月末日までに、国スポ・障スポ参加者等が利用する営業宿泊施設について、「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号。以下「利用予定報告書」という。）を作成し、営業宿泊施設が所在する区域を管轄する保健所に提出する。

(イ) 県委員会は、利用予定報告書の提出日以降に営業宿泊施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を記載した利用予定報告書を提出する。

(ウ) 県委員会は、保健所に提出した利用予定報告書の写しを県保健衛生課にまとめて提出する。

##### イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令等に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

##### ウ 監視指導

県保健衛生課及び保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視指導を行う。

(ア) 保健所は、原則として国スポ・障スポ開催までに旅館業法関係法令等に基づき監視指導を行い、指摘事項がある場合には、必要に応じて監視指導票等を営業者に交付する。また、複数の者が共同で使用する浴室（客室に附属するものを除く。）を有する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。

なお、国スポ・障スポ期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて監視指導を行う。

(イ) 県保健衛生課は、県委員会から送付された利用予定報告書に県外に所在する営業宿泊施設が含まれる場合、当該施設が所在する自治体に対し、監視指

導を依頼する。

#### エ 宿舍衛生講習会

保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、次により宿舍衛生講習会を実施する。なお、感染症対策や食品衛生対策の普及啓発を目的とした講習会と併せて実施することができる。

##### (ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

##### (イ) 受講対象者

国スポ・障スポ参加者等が宿泊する営業宿泊施設の責任者又は管理者

##### (ウ) 講習会の実施方法

令和7年度から国スポ・障スポ開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う。なお、県委員会及び会場地委員会が主催する説明会等と併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

## (2) 転用施設の宿舍衛生対策

### ア 転用施設の把握

県保健衛生課及び保健所は、以下のとおり国スポ・障スポ参加者等が利用する転用施設を把握する。

(ア) 会場地委員会は、令和7年9月末日までに、第80回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項に基づき、転用施設を利用する場合には、「転用施設使用届出書」(様式第2号。以下「使用届出書」という。)を作成し、管轄の保健所に提出する。

(イ) 会場地委員会は、使用届出書の提出日以降に転用施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を記載した使用届出書を提出する。

(ウ) 会場地委員会は、管轄の保健所に提出した使用届出書の写しを県委員会にまとめて提出する。

(エ) 県委員会は、会場地委員会から提出を受けた使用届出書を県保健衛生課に回付する。

### イ 衛生上の措置基準

転用施設における衛生上の措置基準は、別紙「転用施設における留意事項(以下「留意事項」という。)を適用する。

### ウ 監視指導

保健所は、衛生上の措置基準として、留意事項に基づき、監視指導を行う。

### エ 宿舍衛生講習会

(ア) 会場地委員会は、転用施設を利用する場合には、2(1)エの宿舍衛生講習会に準じた転用施設の宿舍衛生講習会を実施する。

(イ) 保健所は、会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応する。

### 3 実施報告

- (1) 県管轄保健所は、この実施要領に基づく営業宿泊施設及び転用施設における衛生監視指導の実施結果を「営業宿泊施設等衛生監視指導実施報告書」（様式第3号。）により、宿舍衛生講習会の実施結果を「宿舍衛生講習会の実施報告書」（様式第4号。）により、県保健衛生課に提出する。報告期限について、令和7年度中の実施結果は令和8年3月末日までに、それ以降は実施後速やかに提出する。
- (2) 県保健衛生課は、県管轄保健所から提出のあった上記実施報告書を速やかに、県委員会に提出する。
- (3) 青森市保健所及び八戸市保健所はこの実施要領に基づく営業宿泊施設及び転用施設における衛生監視指導の実施結果及び宿舍衛生講習会の実施結果を上記(1)と同様の様式、期限により、県委員会に提出する。

### 4 その他

- (1) この実施要領に定めるもののほか、宿舍衛生対策の実施に関して必要な事項は、県委員会と県保健衛生課及び保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を含む）が協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 会場地実行委員会を組織していない場合は、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。

営業宿泊施設利用予定報告書

年 月 日

保健所長 様

実行委員会事務局長

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	利用期間	宿泊予定人数 (1日当たり最大宿 泊人数)	食事の外注 (外注先)
					月 日( )~ 月 日( )		
1					~	人 ( 人)	
2					~	人 ( 人)	
3					~	人 ( 人)	
4					~	人 ( 人)	
5					~	人 ( 人)	
6					~	人 ( 人)	
7					~	人 ( 人)	
8					~	人 ( 人)	
9					~	人 ( 人)	
10					~	人 ( 人)	
11					~	人 ( 人)	
12					~	人 ( 人)	
13					~	人 ( 人)	



保健所長 様

転用施設使用届出書

整理番号	使用施設				使用期間	建物の構造 木造・鉄筋等	建物の総面積	宿泊人数	宿泊に使用する客室			使用水(※2) 水道水/井戸水/その他	浴室				洗面所の有無	便所			備考			
	施設名	所在地	電話番号 (責任者連絡先)	FAX番号(※1)					責任者の氏名	客室数	延面積		寝具数	有無	面積	の循環配管の有無		貯湯槽の有無	大便器	小便器	手洗設備	水洗・汲取	宿泊者の所属する都道府県名等	浴室のない場合の対応等
1					月 日～ 月 日																			
2					月 日～ 月 日																			
3					月 日～ 月 日																			
4					月 日～ 月 日																			
5					月 日～ 月 日																			
7					月 日～ 月 日																			
8					月 日～ 月 日																			
9					月 日～ 月 日																			
10					月 日～ 月 日																			
11					月 日～ 月 日																			
12					月 日～ 月 日																			
13					月 日～ 月 日																			
14					月 日～ 月 日																			

※1 FAXがある場合は番号を記入すること

※2 使用水が水道水で受水槽がある場合、当該受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>超の簡易専用水道に該当するときは水道水の後に「簡専水」と、10m<sup>3</sup>以下の小規模貯水槽水道に該当するときは、水道水の後に「小規模」と記入すること

## 営業宿泊施設等衛生監視指導実施報告書

保健所

## 1 営業宿泊施設

種別	宿舎として利用される対象施設数	監視・指導件数	備考
旅館・ホテル			
簡易宿所			
合計			

## 2 転用施設

種別	宿舎として利用される対象施設数	監視・指導件数	備考
合計			

## 宿舎衛生講習会の実施報告書

実行委員会

番号	開催年月日	講習時間	開催場所	主催者	対象者	参加人数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

## 転用施設における留意事項

### 1 客室

- (1) 睡眠を妨げるような余分な光は入らないようにすること。
- (2) 換気に注意すること。特に昼間は、室内の空気の入れ換えを行うこと。
- (3) 毎日1回以上掃除すること。
- (4) くず入れ等、日常生活に必要なものを用意すること。

### 2 寝具

- (1) 宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意すること。
- (2) 寝具は清潔なものを提供すること。

### 3 洗面所

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 石けん、コップ等を必要に応じて用意すること。

### 4 便所

- (1) 専用の履き物を用意すること。
- (2) 用便後は石けんによる手洗い（洗面所等の利用）をすすめること。
- (3) 備え付けのタオルは、清潔なものを用意すること。（ペーパータオルが望ましい。）
- (4) 防虫、防臭に注意するとともに、常に清潔にしておくこと。
- (5) 毎日1回以上清掃すること。

### 5 浴室

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 入浴に必要な石けん、洗面器等を用意すること。
- (3) 浴槽水は、原則（又は客室の使用ごとに）完全換水し、その都度、清掃すること。  
また、共同浴室の浴槽水については、レジオネラ属菌の検査を実施し、検出されないこと（10cfu/100ml未満）を確認すること（国スポ開催前2ヶ月以内に実施することが望ましい。）。また、1週間に1回以上完全に換水し、浴槽等を消毒すること。

### 6 洗濯

宿泊者が洗濯できるように配慮すること。

### 7 宿泊者名簿

宿泊者名簿を備えること。

### 8 飲料水関係

- (1) 飲料水は水道水を使用すること。ただし、やむを得ず井戸水等を使用する場合は、以下の項目を実施すること。  
ア 飲料水水質検査を実施すること（検査項目：一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、臭気、味、色度及び濁度の10項目。国スポ開催前2ヶ月以内に実施することが望ましい。）。

イ 水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めること。

## 9 その他

- (1) 施設内に、ねずみ、ハエ、蚊等が入らないように注意すること。
- (2) 建物の周囲を毎日清掃し、ごみ等の処理は適切に行うこと。
- (3) 施設ごとに衛生管理に当たる施設責任者を選任すること。
- (4) 国スポ期間中は、別表「宿舎衛生自主管理表」を作成し、自主管理を徹底すること。
- (5) 犬、猫、その他ペット等による事故が起きないように適切な管理を行うこと。
- (6) 施設責任者は、実行委員会が実施する宿舎衛生講習会等を必ず受講し、施設運営責任者に対し衛生知識の普及及び啓発を図ること。
- (7) 施設内に消毒液を配置するなど、感染症予防に努めること。
- (8) 施設運営従事者、宿泊者の健康状態を確認し、感染症の疑い（下痢、嘔吐等）があった場合には、必要に応じ医療機関受診を促し、速やかに管轄の保健所に相談すること。また、消毒等必要な措置を講じること。

### 宿舎衛生自主管理表

★国スポ期間中は、毎日1回以上チェックしましょう。

★○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しましょう。【○=良好、△=不十分、×=不備】

施設の名称及び所在地									備考
点検項目		点検月日							
客室	1	睡眠を妨げるような余分な光が入らないようにしているか。							
	2	換気に注意しているか。 特に昼間は、室内の空気の入換えを行っているか。							
	3	毎日1回以上は清掃しているか。							
	4	くず入れ等、日常生活に必要なものを用意しているか。							
寝具	1	宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意しているか。							
	2	寝具は清潔なものを提供しているか。							
洗面所	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	石けん、コップ等を必要に応じて用意しているか。							
便所	1	専用の履き物を用意しているか。							
	2	用後は石けんによる手洗いをすすめているか。							
	3	備え付けのタオルは、清潔にしているか。							
	4	防虫・防臭に注意し、清潔にしているか。							
	5	毎日1回以上は清掃しているか。							
浴室の管理	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	入浴に必要な石けん、洗面器等を用意しているか。							
	3	浴槽水は原則(又は客室の使用ごとに)完全換水し、その都度浴槽を清掃しているか。							
	4	共同浴室の	使用期間前にレジオネラ属菌が10cfu/100ml未満であることを確認したか。						
	5	浴槽水	1週間に1回以上完全に換水し、浴槽等を消毒しているか。						
洗濯	1	宿泊者が洗濯できるように配慮しているか。							
名簿	1	宿泊者名簿を備えているか。							
飲料水	1	水道水を使用しているか。							
	2	井戸水等	使用期間前に水質検査を実施したか。						
	3	使用の場合	水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めているか。						
施設責任者印(または署名)									